

学士課程 3 年・修士課程 2 年制の導入  
—ヨーロッパ高等教育共通化とドイツの対応—

寺 澤 幸 恭

**Bachelor und Master**  
—Der Bologna-Prozess in Deutschland—

**Yukiyasu Terazawa**

**Zusammenfassung (Summary)**

Vorwort

- I. Diplom und Magister
- II. Der Bologna-Prozess
- III. Bachelor und Master in Deutschland

**Schlüsselwort (Keywords)** : Bachelor und Master, Universität und Fachhochschule

Received 30. Sep. 2007

はじめに

- I. ドイツにおける大学の修学課程
- II. ボローニャ・プロセス
  1. ボローニャ宣言以前
  2. ボローニャ・プロセス
- III. ドイツにおける対応
  1. バチュラーとマスターの導入
  2. バチュラーとマスターの現状
  3. 学位と国家試験等
  4. バチュラー課程の性格とその評価

結びにかえて

はじめに

第二次大戦後のわが国においては大学の学部教育修業年限は基本的に 4 年であり、医学部と歯学部、それに獣医学を履修する課程が 6 年とされてきた。近年薬学部についても「臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする」(学校教育法第 55 条) 課程が 6 年制となったことにより、6 年制の学部修業年限は例外的な存在とも言えなくなっている。他方で 1999 年の学校教育法改正により優秀な成績の場合 3 年以上の在学で大学の卒業が認められる制度が創設された。

大学院については 1955 年以降、修士課程 (2 年) と博士課程 (3 年) を並列する方式と両課程

を積み上げて計5年とする方式が認められてきた。ただし、医学・歯学に関する大学院の基準については、両学部の修業年限が6年とされたため、最低在学年限4年の博士課程だけとしている(文部省『学制百年史』1979, p.902)。これら長年維持されてきた大学院制度に近年新たな仕組みが加えられることになった。1999年に修士課程の一類型として設けられた「専門大学院」の制度を組織的に発展・強化したものとして2002年に「専門職大学院」が新設され、2004年に標準修業年限3年の法科大学院が、2007年4月には「教職大学院」(標準修業年限2年)が開設された。

このように大学院制度自体が多様化するなかで、学部と大学院との関係はこれまで以上に複雑になるように思われる。さらに2007年の参議院選挙では民主党がマニフェスト(2007年7月9日付)のなかで「教員の養成課程は6年制(修士)とします」と提案している。

標準的修業年限を2年または3年とする短期大学においても2005年から卒業により短期大学士の学位を授与することになり、他方で、修業年限3年の学科が第三部など定時制以外の全日制(第一部)にも導入される動きが目立つようになった。

上記の動きはそれぞれの領域における問題の対応として現れたものであろうが、高等教育の全体的な枠組みが議論されないまま個別領域ごとに実施され、あるいは提案されているように思われる。

ヨーロッパに目を転ずると世紀の転換前後から高等教育の領域において大きな改革が開始されている。高等教育の国際的な標準化・共通化という改革である。2004年段階で33カ国が参加しているボローニャ・プロセス(Bologna-Prozess)とよばれるこの計画の主たる目的は、高等教育システムのより大きな互換性(compatibility)と比較可能性(comparability)を達成するために、ヨーロッパ各国の修学プログラムと学位のシステムを共通化することにある。具体的には2010年までに「ヨーロッパ高等教育圏」を構築することをめざすこのボローニャ・プロセスは、大学領域でヨーロッパ化・国際化を進めようとしているドイツ連邦政府にとっても非常に重要な土台であるとされている。ボローニャ・プロセスにおいてドイツは、バチュラーとマスター課程という二段階方式を推進し、他の署名各国との間において認証方式を改善し、共同研究プログラムを立ち上げることによって、国内および外国の大学の間での移動と交流を促進しようとしている(BMBF, FH in D 2004, 19)。

本稿では、このボローニャ・プロセスの中軸のひとつであるバチュラーおよびマスター課程という修学システムの導入に視点を絞って、ドイツ連邦共和国(以下ドイツという)における取り組み状況をみていこうと考えている。

このような修学システムの導入に注目するのは、わが国の高等教育では学士課程に相当するバチュラー課程の標準的な修業年限が3年(または4年)とされているからである。上記にみられるように近年わが国の高等教育の領域では、さまざまな「改革」が実施されているが、そこには高等教育全体の構造についての議論が欠けているように思われる。そして学士課程を延長する議論はみられるが、ヨーロッパで議論され、実施に移されている学士課程を3年(またはそれ以上)とするというコンセプトは日本における議論ではまずみられない。

わが国の高等教育を大学院、学部、短期大学、高等専門学校、専門学校を含めて構造的に検討するためにも、ボローニャ・プロセスの進展状況をみておくことは無駄ではないと考える。

なお、本稿の表題にある「学士課程3年・修士課程2年制」という表現は「学年制」を想起させる場合があり、「学士課程標準修業年限3年・修士課程標準修業年限2年」とすべきかもしれないが、逆に誤解を与える可能性もあるので表題のようにした。

## I. ドイツにおける大学の修学課程

ドイツの大学はまず「規準修学課程を 4 年半」とし博士号授与権をもつ総合大学 (Universität) などの学術大学 (wissenschaftliche Hochschule) と「規準修学課程を最高 4 年」とする実務教育型の専門大学 (Fachhochschule) に区分される。

総合大学などの標準的な修学課程は基礎課程 (Grundstudium 2 年) と専門課程 (Hauptstudium 2.5~6 年) および博士課程 (2~5 年) という構成になっている。基礎課程は「中間試験 (Zwischenprüfung、Diplom-Vorprüfung 等)」に合格して修了し、専門課程はディプローム (Diplom) やマギスター (Magister) あるいは国家試験 (Staatsexamen) などに合格することにより修了する。なお、大学によっては専門課程が 6 セメスター (3 年) で、ディプロームを得るのに最低 5 年にかかる課程があったり、芸術系の大学では基礎課程が 2.5 年である例や基礎課程がなく専門課程から始まるなどさまざまなバリエーションが存在する。このような仕組みになっているのは、ドイツの場合、大学の修学課程は「通常、ある職業資格をとまなう修了を目的として」おり、修学年限(期間)は、「職業資格を取得するための試験規程によって定められている」(「大学大綱法」BMBF, HRG, 2005, p.14) からである。

しかし実際にはドイツの学生たちにとってこれらの規準修業年限は「最低基準」であって多くの学生たちはこれよりもかなり長く在籍しているのは周知のことである。

これに対して専門大学はその前身であった教育機関の性格や成立の経緯から、発足当時 (1968 年) は 3 年 (6 セメスター) を規準としていたが、1991 年学術審議会 (Wissenschaftsrat : WR) が専門大学の「通常の修学期間を実務訓練セメスターやディプローム論文作成、試験の期間も含めて最大 8 セメスターとする」ことを勧告し (WR, 1991, p.20, 88-90)、大学大綱法の改正によって標準修学期間は実習段階や試験期間を含めて原則的に 8 セメスターつまり 4 年が基準とされている (寺澤, 2004)。しかし、専門大学でも実際の平均的修学期間は 2000 年段階で 5 年となっている。2 セメスターから 4 セメスターの基礎課程を終えると中間試験を受け、これに合格すると専門課程に進む (BMBF, FH in D 2004, p.13)。

なお、専門大学は、修了試験に合格した者に「FH」のついたディプロームを授与する (BMBF, FH in D 2004, p.15)。国際的な観点から言えば、一般に、専門大学で得られるディプローム (Diplom, FH) は学士 (Bachelor) に相当し、大学で取得されるディプローム、マギスターなどの学位は修士 (Master) に相当すると認められている (タイヒラー, 2006, p.130.)。

## II. ボローニャ・プロセス

### 1. ボローニャ宣言以前

タイヒラーによれば、第二次世界大戦後のヨーロッパにおける学位の相互認証や単位互換の歴史は、1950 年頃に設立された政府間組織であるヨーロッパ会議 (Council of Europe) から始まる。これはヨーロッパの民主主義 (非共産主義) 諸国間において文化、教育および科学の分野で協力する目的のために設立されたもので、当初から高等教育の認証の問題に積極的であったとされる。このヨーロッパ会議によって、「大学への入学に導く卒業証書の同等性に関するヨーロッパ協定」(1953 年)、「修学期間の同等性に関するヨーロッパ協定」(1956 年)、「大学資格の学術的認証に関するヨーロッパ協定」(1959 年) が署名・批准されたが、「これらの協定の実質上の重要性は、年

を経るうちに薄れた」。しかし、「1950年代のこれらの協定が、ヨーロッパの修学プログラムの同等性を強調する重要なステップであった」（タイヒラー, 2006, p.234.）とされている。その後、「ヨーロッパ地域の高等教育に関する学修、卒業証書および学位の認証に関する協定」（1979年）、「ヨーロッパ地域の高等教育に関する資格の認証に関する協定」（1997年）が署名・批准されボローニャ宣言へと至る。

## 2. ボローニャ・プロセス

1998年5月25日、パリ大学創設800年を祝うために参集したドイツ、フランス、イタリア、イギリスの文部（教育）大臣たちは、ヨーロッパ諸国の大学がその教育研究水準を引き上げ、他の地域からの学生にとっても魅力的な存在になるために、ソルボンヌ宣言（Sorbonne-Deklaration）を発表した。ヨーロッパ規模での協力体制を高等教育の領域でも構築しようというものであった。

このソルボンヌ宣言は他のヨーロッパ諸国でも肯定的に受けとめられ、早くも翌1999年6月19日に29カ国の教育担当大臣がボローニャに会して、2010年までにヨーロッパ共通の大学領域を創設するとしたボローニャ宣言（The European Education Area, Joint Declaration of the European Ministers in Education Convened in Bologna on the 19th of June 1999）を発表した。この目標への道程がボローニャ・プロセス（Bologna Prozess）とよばれることになり、その後、プラハ（2001年）、ベルリン（2003年）、ノルウェーのベルゲン（2005年）などでの国際会議を経て今日に至っている。

### ボローニャ宣言署名国

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス。

※ドイツ語のABC順。このほかにドイツのシュレスヴィヒ・ホルンシュタイン州文相が加わり、またベルギーはフランス語圏、フラマン語圏の両文相が署名している。（HRK, Bologna-Reader I, 2006, p.288-290）

ボローニャ・プロセスの要点は以下の通りである（BMBF, Der Bologna-Prozess 2006. p1-2.）。

- ①ヨーロッパの各国間で互いに理解しやすく比較可能な高等教育修了制度を構築する。
- ②各国間で学生の移動をより容易にする。
- ③バチュラー（3～4年制）とマスター（1～2年制）による二段階の修学システムを導入する。
- ④高等教育の質の保証を高めるために協力する。
- ⑤2010年までに「ヨーロッパ高等教育圏」（Der europäische Dimension in der Hochschulausbildung）を構築する。
- ⑥EC履修単位互換システム（European Community Course Credits Transfer System: ECTS）を導入する。

ボローニャ・プロセスの主たる目的は、高等教育システムのより大きな互換性と比較可能性を達成す

るために、ヨーロッパ各国の修学・学位システムを共通化することにある。本稿では、主として③の修学システムを取りあげることとする。このバachelorとmasterによる修了システムの導入については、その後3年制のbachelor課程と2年制のmaster課程が最も一般的な選択となっている。

### Ⅲ. ドイツにおける対応

#### 1. バachelorとmasterの導入

ドイツではbachelorやmasterを採用する大学は個々に存在していたが、ボローニャ改革(Bologna-Reform)としてbachelor・master修学システムが公式に導入されるのは2002年の大学大綱法(Hochschulrahmengesetz)改定による。これによりbachelor・masterは大学の標準的な修学課程とされ、各州の大学法においても採用された。そして各州の文部大臣たちは2010年までにこのシステムを「可能な限り広範囲において」導入することを決定した(BMBF, Der Bologna-Prozess 2006. p.2.)。

#### ※大学大綱法(2005年改正)

##### 第18条 大学の学位(Hochschulgrade)

- (1) 大学は、一定範囲の職業資格を有することと結びついた大学試験にもとづいて、専門領域を明記したディプロム学位(Diplomgrad)を授与することができる。専門大学または他の種類の大学における専門大学コースでは大学試験にもとづいて、「FH」と付記されたディプロム学位が授与される。

大学はまた、国家試験あるいは教会試験にもとづいてディプロム学位を授与することができる。州法は、ある大学が職業資格をもつ修了に対してMagistergradを授与することを定めることができる。この規定は第19条の規定に関わらず、専門大学修学コースでの修了には適用されない。州法による詳細な規程にもとづいて大学は外国の大学との協定により職業資格をもつ修了について学位を授与することができる。

##### 第19条 bachelorとmasterの修学コース

- (1) 大学は、bachelorまたはBakkalaureusgradのための修了コース、およびmasterまたはMagistergradのための修学コースを設置することができる。
- (2) 大学は、職業資格取得を目的とする試験にもとづいてbachelorまたはBakkalaureusgradを授与することができる。標準修学期間は最短3年間、最長4年間とする。
- (3) 大学は、さらなる職業資格取得を目的とする試験にもとづいてmasterまたはMagistergradを授与することができる。その標準修学期間は最短1年間、最長2年間とする。
- (4) 第(2)と(3)項に定めた学位を連続して修学するコースでは修学期間は合計して最長5年間とする(BMBF, HRG, 2005, p.14)。

上記の大学大綱法では「bachelorまたはBakkalaureus」とされているが、本稿では煩瑣を避けるため現実に使用されている頻度からも単に「bachelor」と表記する。大学大綱法第18条によってbachelorおよびmaster課程の設置は専門大学にも認められることになった。これにより、ディプロム・ドクターという従来の二段階システムと併存する形で、このディプロムに相当

する段階をバachelorとマスターに区分して、ドクターを含めて三段階とするシステムがドイツの大学全体にわたって導入されることになった。「連続する課程とそれに対応する修了という国際的に普及しているアングロ・サクソンの学位システム」(BMBF, FH in D 2004, p.15)の採用をドイツは決断したのである。

バachelor課程とマスター課程は垂直に連続し、合計して5年という基準修学期間を超えてはならないとされているが(BMBF, FH in D 2004, p.15)、これはこれまでの「アカデミックな伝統の断絶を意味するものでは決してない」と連邦政府は強調している。この「修学・修了構造においてもドイツの質の高い学術養成は維持される」が、それは、「もちろん従来の修学内容のラベルを貼り替えるだけではダメであり、修学内容の改革が重要であり、カリキュラムのより良い構造化が大切なのである」と説明している。そして、このことにより、「国際的にみて長いドイツの修学期間を短くし、卒業生の年齢を引き下げ、高い退学率を低くするという目標が達成されるのである」(BMBF, Der Bologna-Prozess 2006. p4.)と、ドイツの高等教育が抱える長い在学期間という問題の解決に期待を寄せている。

この新しい修学システムの導入を計画する大学をサポートするために大学学長会議(HRK: Hochschulrektorenkonferenz)はボローニャ・センター(Bologna-Zentrum)を立ち上げ、専門家が具体的にボローニャ目標達成を援助できるようにしている。連邦教育研究省はこの大学学長会議のプロジェクトを援助するために今後の2年半のうちに440万ユーロ以上を支出することになっている(BMBF, Der Bologna-Prozess 2006. p4.)。

## 2. バachelorとマスターの現状

2005年夏 Semester 時点でドイツの大学(専門大学を含めて)には1,453のバachelor課程と2,934のマスター課程が設置されていた。両者の合計数は連邦全体におけるこれらのレベルの修学課程(11,286)の約26%にあたった(表-1)。連邦教育研究省の調査によれば、これらバachelor・マスター課程の半分以上が新しく設けられたものであり、それ以外は既存の課程の内容と構造を改革したものである(BMBF, Der Bologna-Prozess 2006. p4.)。そして、2007年の夏 Semester にはバachelor課程は3,377に、マスター課程は2,283に増加しており、全修学課程の48%を占めるまでになっている。

表-1 バachelor課程とマスター課程の開設数

年・Semester	A: 開設課程数 合計	B: バachelor 課程数	C: マスター 課程数	D: B+C	D/A(%)
2000 夏	?	202	104	306	?
2001 夏	?	382	217	599	?
2002 夏	?	544	367	911	?
2003 夏	?	747	886	1,633	?
2004 夏	11,183	951	1,173	2,124	19.0
2005 夏	11,286	1,453	1,481	2,934	26.0
2006 夏	11,283	2,317	1,777	4,094	36.3
2007 夏	11,803	3,377	2,283	5,660	48.0

資料 HRK-Hochschulkompass, 1.3.2007. (HRK, 2007, p.7)

以上のようにバachelor・マスター課程の導入が進められているドイツの高等教育領域では、従来のディプローム・ドクターに代表される2段階システムとバachelor・マスター・ドクターという3段階システムが併存し、後者の比率が高められるという形で進行している(表-2)。

表-2 伝統的な2段階システムと3段階システム

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
2段階システム	Vordiplom (中間試験)		Diplom (FH)	Diplom (Univ)		Doktor		
3段階システム	Bachelor			Master		Doktor		

表-3は2005年度の修了試験に合格した学生226,530名の修了試験別の区分である(ドクターを除く)。ディプローム(U)の101,755名には、マギスター修了と国家試験(教員採用試験を除く)も含まれている。芸術試験などその他の試験を除くディプローム(U)は95,550名である。数が二番目に多いのは専門大学修了の81,483名であり、バachelor修了の9,848名は総合大学と専門大学の両者の合計である。マスター試験合格者は9,158名となっている。

表-3 2005年度の試験合格者(専門領域及び試験種類に基づく)

専門領域	計	内 訳				
		ディプローム(U) ※1	教員採用試験	専門大学ディプローム	バachelor	マスター
言語・文化	39,886	19,981	15,090	1,568	2,121	1,126
スポーツ	3,049	1,569	1,415	--	51	14
法律・経済・社会	83,527	32,589	1,132	43,681	2,783	3,342
数学・自然科学	32,625	16,883	4,425	7,228	2,834	1,255
医学・健康科学	12,216	10,680	80	839	162	132
獣医	883	871	--	--	--	12
農学・食料	5,864	1,828	161	2,675	609	591
工学	37,071	10,743	402	22,240	1,089	2,597
芸術	7,613	6,611	1,581	2,929	199	76
計	226,530	101,755	24,286	81,483	9,848	9,158

※1: ディプローム(U)には「芸術試験」など総合大学ディプロームに相当する「その他の修了」も含まれている。

資料: Statistisches Bundesamt, Fachserie 11, R 4., Zusammenfassende Übersicht 2. (WR, Prüfungsnoten, 2007, p.17)

同じ2005年度の修了試験合格者数を大学種類別に区分したものが表-4である。バachelor試験合格者、マスター試験合格者ともにそのほとんどは総合大学と専門大学の学生である。総合大学では合格者数に占める両試験合格者は9.7%に、専門大学では8.2%になっている。その他の大学種では芸術系大学と行政専門大学が少数の合格者を出しているのみで、教育大学、神学大学にはない。

専門大学では2,868名がバachelor試験に合格している。これはディプローム(FH)合格者81,483名の3.5%にすぎない。専門大学のバachelor試験のほとんどは経済、情報、電子工学の修学課程におけるものである。専門大学におけるマスター合格者(6,110名)は専門大学ディプローム合格者の7.5%に相当している。

表-4 バチュラー・マスター試験合格者数(2005年)

大学種	A:合格者数	B:バチュラー	C:マスター	D:B+C	E:D/A(%)
総合大学	130,622	6,960	5,750	12,710	9.7
教育大学	3,447	0	0	0	0.0
神学大学	156	0	0	0	0.0
芸術系大学	5,261	20	68	88	1.7
専門大学	74,459	2,868	3,242	6,110	8.2
行政専門大学	12,390	0	98	98	0.8
その他の大学	195	0	0	0	0.0
計	226,530	9,848	9,158	19,006	8.4

資料: Statistisches Bundesamt, Prüfungen an Hochschulen 2005. (WR, Prüfungsnoten, 2007, p.17)

表-5は、総合大学および専門大学の入学者に対して高等教育情報システム(HIS, Hochschul-Information-System)が実施してきたアンケート調査結果の一部である。これによると、バチュラー(修了資格)をめざす入学者のパーセンテージは総合大学・専門大学ともに着実に増えている。

表-5 入学者がめざしている修了資格(%)

修了資格	年(冬学期)	総合大学	専門大学	全体
専門大学ディプロム	1998/99	4	93	29
	2000/01	6	89	30
	2003/04	2	88	29
	2004/05	1	80	28
ディプロム試験	1998/99	50	5	37
	2000/01	49	5	37
	2003/04	48	1	33
	2004/05	45	1	30
マギスター試験	1998/99	17	-	12
	2000/01	15	-	11
	2003/04	12	-	9
	2004/05	12	-	8
バチュラー	1998/99	1	1	1
	2000/01	4	5	5
	2003/04	9	11	9
	2004/05	14	19	16
国家試験(教員以外)	1998/99	15	-	11
	2000/01	12	-	8
	2003/04	11	-	8
	2004/05	12	-	8
教員の国家試験	1998/99	12	-	9
	2000/01	12	-	9
	2003/04	17	-	11
	2004/05	15	-	10
その他・めざさない	1998/99	1	0	1
	2000/01	1	1	1
	2003/04	1	0	1
	2004/05	1	0	1

資料(HIS, 2005, p.156)



大学学長会議がまとめたバachelor課程とmaster課程の標準修業年限は表-6のようになっている。これによるとバachelor課程の標準修業年限は総合大学では6セメスター（3年）とするところが圧倒的に多く、専門大学では6セメスター（3年）に次いで7セメスター（3年半）が比較的多い。したがってmaster課程の標準修業年をみると総合大学は4セメスター（2年）が圧倒的に多く、専門大学では4セメスター（2年）に次いで3セメスター（1年半）が比較的多いという構図になっている。

表-6 バachelor課程とmaster課程の標準修業年限の課程数（2007年夏セメスター）

大学種	バachelor課程			master課程		
	6セメスター	7セメスター	8セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター
総合大学など	1,791	55	16	123	179	1,088
芸術系大学	24	0	17	3	3	28
専門大学	763	571	92	44	269	411

では、バachelor・master課程導入によって、連邦政府が期待したように学生たちの在学期間は短縮されたのであろうか。ドイツ連邦統計局による2004年度の大学統計調査によると、専門大学のディプロム・バachelor修了者の在学期間と修了時の平均年齢は表-7のようになっている。専門大学に限ってみれば、バachelor修了者はディプロム修了者よりも1.9歳若くなっていることがわかる。

表-7 専門大学修了者の平均在学期間と修了時の平均年齢（2004）

	平均在学期間	修了時の平均年齢
ディプロム修了者	8.4セメスター	27.9歳
バachelor修了者	6.0セメスター	26.0歳

資料：Statistisches Bundesamt, 2006, pp.16-17, 19.

表-8 ディプロム、バachelorレベルの修了時の平均年齢

修了年度	修了時の平均年齢		
	男性	女性	全体
1995	28.2	27.3	27.8
2000	28.6	27.8	28.2
2001	28.6	27.7	28.2
2002	28.5	27.7	28.1
2003	28.4	27.5	27.9
2004	28.3	27.4	27.9

資料：Statistisches Bundesamt, 2006, p.19.

同じドイツ連邦統計局の大学統計調査によると、2004年度の総合大学、専門大学など大学全体の修了者191,800名の平均年齢は27.9歳であり（表-8）、この平均年齢は1990年代の半ばごろの数字まで低くなっている（Statistisches Bundesamt, 2006, p.19）。もちろん修了時の平均年齢は取得した学位の種類だけではなく、入学時の年齢や選択した専門分野の状況などにより影響を受ける。

選択した専門分野について言えば、修了平均年齢が最も低い法律学の26.6歳であり、最高が教育学の29.0歳である。どの専攻分野をどれだけの学生が選択するかによっても修了時平均年齢に影響する。しかしながら、2000年度以降は徐々に低下しており、表-4にみられるように専門大学のバachelor修了者が専門大学のDiplom修了者の平均年齢を2歳ほど下回っていることを考え合わせると、ドイツの大学における第一段階の学位取得にいたる在学期間の短縮化にバachelor導入が寄与しているとみなしてよいと考えられる。

### 3. 学位と国家試験等

連邦教育研究省 (BMBF)、文部大臣会議 (KMK)、大学学長会議 (GRK) の三者によって2005年に決定された「ドイツ大学修了資格大綱」(Qualifikationsrahmen für deutsche Hochschulabschlüsse)では、バachelorの学位は「B.A.」、「B.Sc.」、「B.Eng.」、「B.F.A」等、マスター学位は「M.A.」、「B.Sc.」、「M.Eng.」、「M.F.A」等と、さらにドクター学位は「Dr.」、「Ph.D.」と表記されることが確認された (HRK, Bologna-Reader II, 2007, p.244)。

また、国家試験を受験するための条件としての最低修学期間については、初等学校教員が6-7セメスター、薬剤師が8 (または9) セメスター、食品化学が9 (または8) セメスター、中等段階教員と司法が9 セメスター、歯科医と獣医師が11セメスター、医師試験が13セメスター等とされた (HRK, Bologna-Reader II, 2007, p.250)。

### 4. バachelor課程の性格とその評価

連邦政府はバachelor・マスターシステムの利点を次のように説明している。このシステムは「学生たちに新しい可能性を与えるものである。すなわち魅力ある資格の組合せ、教育と職業活動および生活設計の柔軟な結合を可能にする。3年あるいは4年のバachelorは、就職可能な修了を意味しており、従来よりも早く就職ができる。さらにこの修学システムは国際的な互換性があり、修学上の移動性を世界規模に拡大するものである (BMBF, Der Bologna-Prozess 2006.. p.4)。そして3年を標準的な修業年限とするバachelorの導入によって、これまで以上に課程は専門化され、職業指向を強めることがめざされている。

実際に、ドイツのバachelor課程は職業資格を与える課程として構想され、学問的な基礎の上に方法論的な専門知識 (Methodenkompetenz) および職業分野に関する資格を与えることが重視されている。その専門知識や教育目標は労働市場の要請に対応するものとされ、さらに「鍵となる資格能力」(Schlüsselqualifikation) の取得が必要条件とされている。その重点は社会的な能力、プレゼンテーション能力および職業ごとの実際的な能力 (Sachkompetenzen)、特に外国語の能力であるとされている (BMBF, 2007, p.11)。

ではバachelor課程に対して一般的にはどのような評価が下されているのだろうか。バachelor修了者が5,000名を超えた2005年に「ドイツ学術振興財団連盟 (Stifterverband für die Deutsche Wissenschaft)」がバachelor修了者 (2002/03年度修了) とドイツの大企業の人事担当責任者50名に対して調査を実施している。バachelor修了者に対してはアンケート調査により、人事担当責任者に対してはインタビュー調査により行われた。調査結果において、バachelor修了者たちの回答はおおむね次のように概括されている (Stifterverband, 2005, p.5)。

①バachelor修了者の4分の3は直接マスターをめざしている。

②バachelor修了者たちの就職状況は良好であり、「満足度は伝統的な修了による卒業生と同

じである」とされている。具体的には「総合大学卒業生の3分の1弱は正規の職業活動に就いていないのに、専門大学のバachelラーのほぼ4分の3は正規の職業活動（eine reguläre Berufstätigkeit）に就いている」と指摘している。

- ③バachelラーたちの自己評価によれば、専門的な深さには欠けるが、社会的・プレゼンテーション的な重要な領域では強みを発揮している。
- ④修了者たちはバachelラー課程を積極的に評価しており、バachelラーを選択したことを後悔しておらず、将来について楽観的である。

なお、①に関して連邦教育研究省は、2002/03年度においては専門大学バachelラー修了者の60%弱と、総合大学バachelラー修了者の80%弱が進学していると報告している（BMBF, 2007, p.11）。

他方、ドイツ大企業の人事担当責任者50名に対するインタビュー調査の結果は次のように概括されている。

- ①人事担当責任者たちはバachelラー修了者を（従来の）アカデミックな修了者に匹敵するとみなしているが、彼らにとって、修了証は就職志望者の全体像のひとつの側面にすぎない。バachelラー修了者の多くが伝統的な修了者と同じように質の高いポジションに就けるかどうかは明確に答えられるものではない。
- ②企業は専門的な基礎教育と並んで社会的能力や方法論的能力を大学教育に期待しており、この点でバachelラーの実務面や国際性は評価できる。
- ③バachelラー修了者は初任者研修（Einarbeitungsphase）に長い期間を必要とせず、能力の面で補充教育の必要性を感じていない。

このようにバachelラー修了者・人事担当責任者ともに全体としてはバachelラーに対して積極的な評価を下している。

## 結びにかえて

ドイツにおけるバachelラー・マスターという修学システムの導入はこれまでのところ順調に進んでいるように思われる。しかし伝統的なディプローム・ドクターシステムとの本格的な軋轢はこれからという予想もできる。ドイツでは「専門基礎教育型」のディプロームから「専門的な職業教育完成型」のバachelラーに移行させる流れが強くなっているが、このようなバachelラーがマスターさらにはドクター課程の基盤となりうるかという大きな懸念があるからである。

ポーニャ・プロセス自体がもつ疑問点・不明点もかなり残っている。これは国際的な会議で合意を得ながら前進するというプロセスなので、ある面ではやむを得ないのであるが、ドイツでも新しい修学システムを修了する者が増加しており、早急に明確にしなければならない問題が多い。例えば、留学に際して3年の修業年限のバachelラー課程は4年のバachelラー課程と同程度に評価されるのかという点がまだ明確にされていない。これは修業年限1年と2年のマスター課程についても同じである。

しかしながら、EU諸国を中心に生まれた高等教育制度の共通化という大きな流れは停滞があっても止まることはないように思われる。そのなかでも本稿でとりあげた標準修業年限3年（または4年）のバachelラー課程というコンセプトはわが国の高等教育そして中等教育の将来像を描くときに重要な示唆を与えてくれるのではないか。教養教育の役割も期待されている日本の学士課程と専門教育のみのドイツの大学教育（ディプローム・バachelラー課程）とを単純に比較するこ

とは難しく、中等教育のあり方も含めて検討しなければならない。仮に学士課程から教養教育を除き、基礎的な専門教育のみとすると、果たして現在の高等学校の教育システムで教養教育は十分行うことができるのか、ということになる。学士課程の検討は当然のことながら受験競争偏重の高校教育のあり方を見直す大きな契機にもなる。

最後にボローニャ・プロセスは「ヨーロッパ高等教育圏」の構築をめざすという、壮大なプログラムであり、その構想からいっても検討すべき課題はきわめて多岐にわたる。本稿ではドイツでのバッチラー・マスター課程の導入という一点に絞ってみてきたが、それでもバッチラー・マスターシステム導入にともなう財政上の問題、大学特に専門大学と中等教育との接続関係の問題など、多くの点に触れることができなかつた。これら諸点については他日に期したい。

#### 【参考文献】

- (Berthold, 2007) : Berthold, C., Gabriel, G., Meyer, H., Stuckrad, T. ; Fachspezifische Kostenstrukturen für Studienplätze nach Bundesländern, Arbeitspapier Nr.82. Januar 2007. CHE
- (BMBF, FH in D 2004) : Bundesministerium für Bildung und Forschung ; Fachhochschulen in Deutschland, Bonn, Berlin 2004.
- (BMBF, HRG, 2005) : Bundesministerium für Bildung und Forschung ; Hochschulrahmengesetz (HRG)
- (BMBF, Der Bologna-Prozess 2006.) : Bundesministerium für Bildung und Forschung ; Der Bologna-Prozess newsletter 2006.
- (BMBF, 2007.) : Bundesministerium für Bildung und Forschung ; Zweiter Bericht zur Realisierung der Ziele des Bologna-Prozesses von KMK und BMBF, 2007
- (HIS, 2005) : HIS : Heine, C., / H. Spangenberg / J. Schreiber, / D. Sommer ; Studienanfänger in der Wintersemestern 2003/04 und 2004/05, His GmbH Hannover 2005
- (HRK, Bologna-Reader I 2006) : Hochschulrektorenkonferenz : Bologna-Zentrum : Bologna-Reader I , Texte und Hilfestellungen zur Umsetzung der Ziele des Bologna-Prozesses an deutschen Hochschulen, HRK Service-Stelle Bologna, Beiträge zur Hochschulpolitik, 8/2004, 2006.
- (HRK, Bologna-Reader II , 2007) : Hochschulrektorenkonferenz : Bologna-Zentrum : Bologna-Reader II , Neue Texte und Hilfestellungen zur Umsetzung der Ziele des Bologna-Prozesses an deutschen Hochschulen, HRK Service-Stelle Bologna, Beiträge zur Hochschulpolitik, 5/2007, 2007.
- (HRK, 2007) : Hochschulrektorenkonferenz : Statistische Daten zur Bachelor- und Masterstudiengängen, Sommersemester 2007. Statistiken zur Hochschulpolitik 1/2007
- 文部省『学制百年史』(1979)
- (Statistisches Bundesamt, 2006) : Statistisches Bundesamt ; Hochschulen auf einen Blick, 2006
- (Stifterverband, 2005) : Stifterverband für die Deutsche Wissenschaften ; Karriere mit dem Bachelor, Berufswege und Berufschancen, April 2005
- (タイヒラー, 2006) : タイヒラー, U. 馬越徹他訳『ヨーロッパの高等教育改革』玉川大学出版部 2006
- (寺澤, 2004) : 寺澤幸恭「ドイツにおける『実務型』高等教育に関する考察(1)---専門大学の実習セミナー(インターンシップ)」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要 第36集 2004年3月
- (WR, 1991) : Wissenschaftsrat : Empfehlung zur Entwicklung der Fachhochschulen in der 90er Jahren, 1991.

(WR, 2005) Wissenschaftsrat : Entwicklung der Fachstudiendauer an Fachhochschulen 1999 bis 2003, 2005.

(WR, Prüfungsnoten, 2007) : Wissenschaftsrat ; Prüfungsnoten im Prüfungsjahr 2005, an Universitäten (KH, PH, TH) sowie an Fachhochschulen (eins. Verwaltungs FH) nach ausgewählten Studienbereichen und Studienfachern, Arbeitsbericht, (Köln 18. 04. 2007).